令和５年第７回農業委員会議事録

（公開用）

令和５年７月３１日

下 妻 市 農 業 委 員 会

令和５年第７回下妻市農業委員会会議録

１．日　時　　令和５年７月３１日（月）　午後１時３０分
２．場　所　　下妻市役所３階　会議室３－１・３－２
３．議　案
　第１号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
　第２号　農地法第３条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
　第３号　農地法第４条の規定による許可申請に対する処分について
　第４号　農地法第５条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
　第５号　農地法第５条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
　第６号　現況証明書の交付決定について
　第７号　下妻農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見決定について
　第８号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する意見決定について
４．報　告
　第１号　制限除外の農地の移動届出について
　第２号　農地法第３条第１項第１３号の規定による農地等の権利移動届出について
　第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番　髙橋　克己	2番　鶴見　清忠	3番　結束　乾一
4番　野村　　操	5番　栗原　三郎	6番　鈴木　政良
7番　中山　　悟	8番　吉川　利幸	9番　飯島　晴彦
10番　草間　　進	11番　白井　安男	12番　笠島　　修
13番　羽賀　　茂	14番　齊藤　森一	15番　稲川　広美
16番　飯村　春夫	17番　程塚　裕行	18番　塚田　好克
19番　齋藤　孝夫		

出席職員次のとおり
　局長　塚越　剛　　局長補佐　杉田　由里子　　係長　渡辺　広行　　主事　堤大輔

（午後１時３０分　開会）

議長（会長　齋藤孝夫君）

ただいまから、令和5年第7回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は1番　髙橋　克己　君、2番　鶴見　清忠　君　の両名を指名いたします。また、本日は委嘱書交付式に引き続き、農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席をいただいております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、8件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、小島地内、畑、1,888㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、平方地内、3筆、畑、合計3,534㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、半谷地内、3筆、畑、合計2,216㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、樋橋地内、2筆、田、合計3,484㎡、申請理由は、親族間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、村岡地内、田及び畑、合計2,852㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、下妻地内、畑、239㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、若柳地内、2筆、畑、合計1,239㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、下妻地内、田、28㎡、申請理由は、利便性向上のための土地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文に

は該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第１号）
処理番号１号：齊藤(森)委員
　議案第１号　処理番号１号について報告いたします。申請地は、総上小学校から南へ約 250mにあり、水稲の作付けがされていました。7 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号２号：鶴見委員（代理報告）
　議案第１号　処理番号２号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 2kmにあり、大豆の作付けがされていました。7 月 23 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号３号：鶴見委員
　議案第１号　処理番号３号について報告いたします。申請地は、砂沼広域野球場から北東へ約 300mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。7 月 23 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号４号：髙橋委員
　議案第１号　処理番号４号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南東へ約 1.5kmにあり、水稲の作付けがされていました。7 月 26 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、　譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。
　ご審議よろしくお願いします。

処理番号５号：羽賀委員
　議案第１号　処理番号５号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北西へ約 1kmにあ

り、地番1519については水稲の作付けがされていました。地番940-1については休耕でしたがきれいに管理されていました。7月26日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号6号:稲川委員

議案第1号　処理番号6号について報告いたします。申請地は、法泉寺保育園から北東へ約500mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。7月25日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号7号:程塚委員

議案第1号　処理番号7号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南西へ約300mにあり、梨の作付けがされていました。7月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号8号:稲川委員

議案第1号　処理番号8号について報告いたします。申請地は、下妻郵便局から南東へ約300mにあり、雑草が繁茂していました。7月26日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長　齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

4 ページをお開き願います。

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、黒駒地内、2 筆、畑、合計 4,938 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 2 号）

処理番号 1 号：鶴見委員（代理報告）

議案第2号　処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約500mにあり、梨の作付けがされていました。7 月 24 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。はい、野村委員。

野村操委員

通作距離が 29 ㎞とかなり離れておりますので、何を作付けするのかお聴きします。

事務局（堤大輔君）

野村委員のご質疑にお答えします。今回の賃借人の作付けの予定につきましては、先ほど鶴見委員の報告にもありましたとおり、申請地は梨の作付けがされております。もともと市内の別の農業法人が今月の上旬まで借りており、梨の作付けをされていましたが、その農業法人が撤退するということになり、その引継ぎの形で別の農業法人が梨の作付けを引き継いでいくということです。通作距離は 29 ㎞ありますが、以前にも別の市町村の約 40 ㎞離れたところから通作する申請があり、その件も許可となっている経緯もありますので、こちらについても、問題ないと判断しました。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　ほかに発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
　異議なしと認め、左様決しました。
　続いて、議案第３号、農地法第４条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）
　５ページ並びに、参考資料１の１ページをお開き願います。
　議案第３号、農地法第４条の規定による許可申請につきましては、今回２件の申請であります。ご説明申し上げます。
　処理番号１号、申請地、本城町二丁目地内、登記、畑、現況、宅地、470 ㎡、申請理由は、昭和45年頃より賃貸住宅を建築し、無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。
　参考資料１の３ページをお開き願います。
　処理番号２号、申請地、下妻地内、田、4,454 ㎡の内887 ㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、資材置場が不足することから、申請地に資材置場を設けるものでございます。
　農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）
　農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。
　議案書は５ページ、参考資料１は、１ページ・２ページをご覧願います。
　処理番号１号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第３種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。
　参考資料１は、３ページ・４ページをお開き願います。
　処理番号２号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第３種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。
　よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 3 号）
処理番号 1 号:稲川委員
議案第3号　処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻駅から北東へ約150mにあり、すでに賃貸住宅敷地として利用しており、その内容は始末書で確認しました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、本人は留守でしたが家族に申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、賃貸住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。
ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号:稲川委員
議案第3号　処理番号2号について報告いたします。申請地は、下妻郵便局から南東へ約350mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。
ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
調査結果について発言はありませんか。はい、中山委員。

中山委員
処理番号1につきまして、賃貸住宅をすでにやっていてやむなく許可するということになるのですか。それまで、昭和 40 年の頃からやっていて、今まで全く無管理で、なぜ今になって申請になったのか事情をお伺いしたいと思います。

事務局（堤大輔君）
中山委員のご質疑にお答えいたします。中山委員さんのおっしゃるとおり、4 条もしくは 5 条の許可を取らなければ農地転用をしてはいけないのですが、今回のように大分前から、無断転用という形で違反をしてしまった場合において、本来であれば、農地に復旧してから農地転用の許可申請をしなければいけないという原則はありますが、今回の件につきまして実際には住宅が建ってしまっていますので、原則どおり解体等を行いますと、費用が膨大にかかってしまう、また、住宅なので実際にお住いの方もいらっしゃいます。後から農地転用の許可をとるということも認められておりますので、今回始末書を添付しての申請となっております。

中山委員
先に転用行為を行ってしまえばよいということになりませんか。また、こういったケースは他にもあるのでしょうか。

事務局（渡辺広行君）
中山委員のご質疑にお答えいたします。始末書付きの案件は時々出てきます。一点は、農業委員・最適

化推進委員の皆様に、農地パトロールということで遊休農地等の発見をしていただいておりますが、その中で違反転用なのではという農地がありましたら、事務局にすぐにご連絡いただければと思います。もう一つは、先ほど堤の説明の中にもありましたが、始末書添付の案件につきましては、裁判でも認められております。一つは、農業委員会の指導が十分にはできていなかったということと、始末書添付の転用が裁判でも認められているということで、全国の農業委員会でも始末書添付による是正の転用案件は出ていると思います。しかし、国の方でも問題視はしているようで、学識経験者等においても始末書による追認是非は議論されているところですが、現在のところは、裁判でも認められていることから、それを踏まえて許可申請を受けているところでございます。

中山委員

農地のままでも建設許可は出るのですか。

事務局（渡辺広行君）

例えば農振農用地の場所に勝手に太陽光発電を作ってしまったという場合、農地区分としても認められていないことになりますので、そういう場合は農地に戻しなさいということになります。一方で今回のように駅近くの第 3 種農地、第 2 種農地、また第 1 種農地であっても許可要件に合致している場合は、是正する申請ということで、始末書添付で認められているということになります。始末書が出ればよいということではありませんが、許可要件に合致するかどうかということを審査いただければと思います。

議長（会長　齋藤孝夫君）

そのほか発言はございませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

6 ページ並びに、参考資料 1 の 5 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回 9 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、北大宝地内、5 筆、登記、田及び畑、現況、畑、合計 3,213 ㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存資材置場が手狭であるため、申請地に資材置場を設けるものでございます。

参考資料1の7ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、原地内、2筆、畑、合計307㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料1の9ページをお開き願います。処理番号3号、申請地、神明地内、登記、田、現況、畑、1,534㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

7ページ並びに、参考資料1の11ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、下妻地内、畑、1,309㎡、申請理由は、アパートの建築でございます。

参考資料1の13ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、下妻地内、9筆、畑、合計9,134㎡、申請理由は、利便性向上を図るため、申請地に冷凍倉庫を建築するものでございます。

8ページ並びに、参考資料1の15ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、大園木地内、田、1,039㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料1の17ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、鬼怒地内、登記、畑、現況、宅地、180㎡、申請理由は、約20年前から住宅敷地の一部として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料1の19ページをお開き願います。

処理番号8号、申請地、皆葉地内、畑、609㎡、申請理由は、既存駐車場が手狭であるため、隣接する申請地に駐車場を拡張するものでございます。

9ページ並びに、参考資料1の21ページをお開き願います。

処理番号9号、申請地、高道祖地内、登記、畑、現況、田、50㎡、申請理由は、隣接するヘリコプター教習所及び駐車場への進入路を拡張するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局(堤大輔君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料1は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料1は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料1は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非FIT太陽光発電所であり、東京電力への電力

受給契約が申請済みとなっております。

議案書は 7 ページ、参考資料 1 は、17 ページ・18 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置工事に伴う道路工事施工承認が許可済みとなっており、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。

参考資料 1 は、13 ページ・14 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置工事等に伴う道路工事施工承認、事業敷地間の道路横断使用に伴う道路占用許可が許可済みとなっており、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。

議案書は 8 ページ、参考資料 1 は、15 ページ・16 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料 1 は、17 ページ・18 ページをお開き願います。

処理番号 7 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料 1 は、19 ページ・20 ページをお開き願います。

処理番号 8 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は 9 ページ、参考資料 1 は、21 ページ・22 ページをお開き願います。

処理番号 9 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 4 号）

処理番号 1 号：白井委員

議案第 4 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、大宝八幡宮から北へ約 350mにあり、5 筆すべてが休耕でしたが、きれいに管理されていました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号：鈴木委員

議案第 4 号　処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、千代川公民館から北東に約 50mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。7 月 26 日、地区委員 3 名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号：程塚委員

議案第 4 号　処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から北西へ約 800mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号：吉川委員

議案第 4 号　処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、下妻いずみ幼稚園から南東へ約 100mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号：吉川委員

議案第 4 号　処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、下妻保育園から南東へ約 200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて確認を行い、また、譲渡人には 4 人いまして、2 人は電話にて確認、ほかの 2 人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、冷凍倉庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号6号:結束委員

議案第4号　処理番号6号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから東へ約50mにあり、水稲の作付けがされていました。7月26日、地区委員3名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号7号:飯島委員

議案第4号　処理番号7号について報告いたします。申請地は、クリーンポートきぬから南西へ約300mにあり、すでに住宅敷地の一部として利用しており、その内容は始末書で確認しました。7月26日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、住宅敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号8号:羽賀委員

議案第4号　処理番号8号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南へ約1.5kmにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。7月26日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号9号:塚田委員

議案第4号　処理番号9号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから西へ約700mにあり、水稲の作付けがされていました。7月26日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、進入路を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長　齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

10 ページ並びに、参考資料 1 の 23 ページをお開き願います。

議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回 1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、古沢地内、3 筆、畑、合計 3,530 ㎡の内 2,565 ㎡、申請理由は、しもつま中央工業団地造成工事の受注に伴い、申請地に仮設事務所及び駐車場敷地として一時転用するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

議案書は 10 ページ、参考資料 1 は、23 ページ・24 ページをご覧願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地であるため、許可方針は原則不許可ですが、一時的な利用でその必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、農地に復元されることが確実な計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 5 号）

処理番号 1 号：齊藤(森)委員

議案第 5 号　処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から北東へ約 1kmにあり、小麦の作付けがされていました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、仮設事務所及び駐車場へ一時転用するとの申請ですが、ここで質問してもよろしいですか。今回の申請地に隣接して 1 件の民家があります。民家からすれば周辺の状況が変わることになりますが、民家に対する配慮はあるのですか。

事務局職員（堤大輔君）

お答えします。農業委員会における農地転用許可申請における周辺への配慮に関しましては、周りに農地がある場合は、必ずその農地の所有者・耕作者に事業説明をして了解を得るという規定はございます。宅地等農地以外の地目の場合には、了解を得なければならないという規定はないのですが、今回の事業につきまして周辺への配慮はしていると思いますが、農業委員会として管轄していくのは農地ということになります。

齊藤(森)委員

事務局としては、今申し上げた配慮に関しては、業者に指導をしないということですか。

事務局職員（渡辺広行君）

ただいま説明がありましたとおり、農業委員会として管轄するのは農地ですが、農業委員会で出た意見につきまして、行政書士の代理人が申請をしておりますので、隣接する周辺の宅地等への配慮についても説明をするように伝えたいと思います。ただ、農地ではないので、強制力はないと思いますが、総会で出た意見は重要な意見となりますので、代理人へしっかりとお伝えしたいと思います。

議長（会長　齋藤孝夫君）

事務局から意見の伝達についてお願いしたいと思います。齊藤委員、よろしいですか。調査結果についてほかに発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 6 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

11 ページをご覧願います。

議案第 6 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、3 件の願出であります。非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、皆葉地内、畑、1,733 ㎡、現況が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。

処理番号 2 号、願出地、皆葉地内、畑、4,029 ㎡、現況が原野であるため地目を変更したく願出されたものであります。

処理番号 3 号、願出地、下妻地内、畑、2,154 ㎡、現況が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 6 号）

処理番号 1 号：羽賀委員

議案第 6 号　処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、JA常総ひかり千代川野菜集出荷所から南西へ約 700m にあり、山林化していました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号：羽賀委員

議案第 6 号　処理番号 2 号について報告いたします。願出地は、大形小学校から南へ約 1.6kmにあり、原野化していました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、原野化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号：稲川委員

議案第 6 号　処理番号 3 号について報告いたします。願出地は、下妻警察署から南西へ約 100m にあり、山林化していました。7 月 26 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

私から新しい委員が多いので、この議案の現況証明書の交付決定について、どういう場合にこういう申請が出てくるのか事務局から説明をお願いします。

事務局職員（渡辺広行君）

現況証明書の交付決定につきましては、毎月、ないし 1 か月おきに出てくるような案件になります。こちらはすでに現況が、農地以外のもの、山林化・原野化してしまった場合や、他には宅地になってしまっている等、例えば宅地の一部の塀が飛び出ていて 20 年以上経過してしまった等の事例があります。農業委員会としても把握できてなくて、宅地として年月がたってしまった、または山林化してしまっていて、農地に復元することが困難なものに対して、この現況証明書を発行いたしますと、法務局で地目変更登記ができて、今

回の処理番号1号の場合で言えば、地目が山林に変わるということになります。山林・原野については、これから皆様にお願いします農地利用状況調査において、年に1回調査をしていただきまして、遊休農地や非農地等を見つけていただくことになります。それと似たようなものになりますが、現況証明書の交付願いが出されて、それが総会で決定されれば、総会の翌日には証明書を交付してすぐに地目変更登記ができるということになります。繰り返しになりますが、農地以外の現況になってしまっていて、農地に戻せないものを、所有者が農地以外の地目での証明の発行を求めるものでございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　ありがとうございました。そのほか調査結果について発言はありませんか。はい、飯島委員。

飯島委員
　現況証明に関連してお伺いします。宅地を畑として使用している場合に、税金が畑と宅地では違いますが、減税の証明などはできるのでしょうか。

事務局職員（渡辺広行君）
　お答えいたします。今回とは逆のパターンとなります。登記が宅地や雑種地となっているものが、実際は畑として使っている場合、農業委員会で管理する農地台帳と税務課で管理する固定資産台帳はイコールが望ましいということになっておりまして、ほぼイコールとなっております。農業委員会において畑として認めないものは、税務課でも畑として認められないということになります。宅地を畑として使っているので節税のため地目を畑にしたいという場合には、基本的には地区の担当委員と事務局で現地を確認し、実際に耕しているだけでなく、芽が出ている等しっかり耕作していることが確認できれば、農地としての証明書を発行します。これは、県にも確認したのですが、農地から農地以外になるものは審査が必要になりますが、逆に農地以外から農地になる場合には、農地は増えた方がよいという考え方で総会に諮らなくでも、担当の農業委員さんに確認していただき、農地として認められれば証明書を発行していくということになっております。その後、所有者には地目変更登記をしていただいて、地目が農地に変われば税務課でも課税を変えるという流れになります。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　飯島委員、よろしいですか。はい、事務局長。
事務局長（塚越剛君）
　宅地の近くに畑があって課税上安くならないかということにつきまして、固定資産の課税台帳でも土地の評価基準というのがありまして、宅地に隣接した家庭菜園の畑は宅地の一部であって、畑とは見ないということになっておりますのでご注意ください。なお、このような判断につきましては税務課と連携してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　そのほか発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、農地整備課職員入室のため暫時休憩といたします。再開は 15 時 00 分といたします。

（農地整備課職員：湯本補佐・赤間主査　着席）

議長（会長　齋藤孝夫君）

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第 7 号、下妻農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

12 ページ並びに、参考資料 2 の 1 ページをお開き願います。

議案第 7 号、下妻農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見決定について、でございますが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 において農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとすると規定されております。

議案書は次ページ、13 ページをご覧願います。

令和 5 年 6 月 1 日から 6 月 30 日にかけて、市農地整備課におきまして、令和 5 年度前期の「農用地区域の編入・除外」申出受付を行い、7 件の変更申出の申請がございました。こちらにつきまして、下妻市長から農業委員会会長宛に意見聴取依頼がありましたので、本日ご審議をいただくものでございます。

議案書は 14 ページをお開き願います。

今回は、農用地区域からの除外案件が 7 件でございます。

除外案件につきまして、農地転用許可基準に基づき、審査した結果につきまして、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺　広行君）

議案第 7 号、下妻農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見決定につきまして、農地転用許可基準に基づき、審査した結果をご説明いたします。

議案書は 14 ページ、参考資料 2 は 1 ページ・2 ページをお開き願います。

①除外案件、申出地、福田地内、畑、1,048 ㎡の内 496.43 ㎡、目的は自己用住宅でございます。参考資料 2 の 1 ページ、付近状況図の灰色部分が、農用地区域内農地でございます。

申出地は、大宝駅から北西へ約 600mに位置し、農用地区域から除外後の農地区分は、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業が達成する見込みがないことから、許可方針は、原則許可でございます。

続きまして、参考資料 2 の、3 ページ・4 ページをお開き願います。

②除外案件、申出地、半谷地内、畑、446 ㎡の内 162.93 ㎡、目的は自己用住宅でございます。
申出地、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から、西へ約 700mに位置し、農用地区域から除外後の農地区分は、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料 2 の、5 ページ・6 ページをお開き願います。

③除外案件、申出地、山尻地内、畑、285 ㎡、目的は自己用住宅でございます。
申出地は、豊加美小学校から北東へ約 600mに位置し、農用地区域から除外後の農地区分は、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料 2 の、7 ページ・8 ページをお開き願います。

④除外案件、申出地、山尻地内、2 筆、畑、合計 1,137 ㎡の内 261.42 ㎡、目的は自己用住宅でございます。申出地は、市営柳原球場から西へ約 850mに位置し、農用地区域から除外後の農地区分は、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料 2 の、9 ページ・10 ページをお開き願います。

⑤除外案件、申出地、鎌庭地内、畑、613 ㎡の内 400.20 ㎡、目的は自己用住宅でございます。申出地は、ほっとランド・きぬから東へ約 400mに位置し、農用地区域から除外後の農地区分は、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料 2 の、11 ページ・12 ページをお開き願います。

⑥除外案件、申出地、鎌庭地内、2 筆、畑、合計 386 ㎡、目的は自己用住宅でございます。
申出地は、ほっとランド・きぬから東へ約 300mに位置し、農用地区域から除外後の農地区分は、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料 2 の、13 ページ・14 ページをお開き願います。

⑦除外案件、申出地、古沢地内、田、939 ㎡、目的は資材置場でございます。
申出地は、弘徳保育園から南東へ約 400m に位置し、農用地区域から除外後の農地区分は、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ住宅が 70m 未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

以上、除外案件 7 件につきまして、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に地区担当農業委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 7 号）

除外案件①：白井委員

除外案件①について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、大宝駅から北西へ約600mにあり、作付けはされておらず、休耕でしたが、きれいに管理されていました。7 月 14 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いします。

除外案件②：鶴見委員

除外案件②について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から西へ約 700m にあり、耕作はされておらず、雑草が繁茂しておりました。7 月 10 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いします。

除外案件③：草間委員

除外案件③について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、豊加美小学校から北東へ約 600m にあり、耕作はされておらず、雑草が繁茂しておりました。7 月 11 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いします。

除外案件④：草間委員

除外案件④について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、市営柳原球場から西へ約 850m にあり、作付けはされておらず、休耕でしたが、きれいに管理されていました。 7月 11 日、農地整備課職員湯本補佐赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いします。

除外案件⑤：羽賀委員

除外案件⑤について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、ほっとランド・きぬから東へ約 400m にあり、すでに住宅敷地の一部として利用しており、その内容は始末書で確認しました。7 月 7 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いします。

除外案件⑥：羽賀委員

除外案件⑥について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、ほっとランド・きぬから東へ約 300m にあり、作付けはされておらず、休耕でしたが、きれいに管理されていました。7 月 7 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用

地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議、よろしくお願いします。

除外案件⑦：野村委員
　除外案件⑦について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、弘徳保育園から南東へ約400mにあり、水稲の作付けがされていました。7月11日、農地整備課職員湯本補佐、 赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。
　ご審議、よろしくお願いします。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　調査結果について発言はありませんか。はい、塚田委員。

塚田委員
　除外するかどうかではないのですが、除外後の例えば除外案件③の土地について285㎡程除外申請が出ていますが、下方の方に100㎡程度の土地が残ってしまいます。この土地について10ha以上の土地に接続しているから第1種農地として残るのか、農業振興地域の見直しで除外していくのかお伺いします。

事務局職員（渡辺広行君）
　塚田委員のご質疑にお答えいたします。除外案件③につきまして、南側に小規模の土地が残ってしまいますが、相談の段階で地権者も残ってしまう土地について危惧されておりました。この申請は、豊加美でいちご農家をやっている方が家を建てるということで、農地を取得するのですが、農業をやっているのでそこを続きで取得して農地として使ってもらえないかという話が進んでいるようで、先月の総会で3条の農地の売買の申請が出ておりました。営農されている方が農地として取得しますので、事務局としては、農地として活用されるという3条申請がありましたので、農業振興地域として残してもよいのではないかと考えております。

議長（会長　齋藤孝夫君）
　農地整備課湯本補佐は、補足等ありますか。

農地整備課職員（湯本敏男君）
　農振法の観点でお答えいたしますと、農地の除外につきましては必要な部分のみを除外するということが基本となっておりますので、今回除外案件③の案件につきましては、住宅として使用する必要な部分のみを農地から除外しまして、それ以外の土地につきましては、農業振興地域内の農用地区域として保全していくということになります。

塚田委員
　農業振興地域というのは農業をやっていく上で重要な土地であるという風に思うのですが、100㎡にも満たないようなところを農業振興地域の見直しも行わないでおくのかと疑問に思い質問したものです。見直し

は、行わないのですか。

農地整備課職員（湯本敏男君）
ただいまご質問の見直しにつきましては、5年に1度、社会情勢や農業の状況に鑑みまして、全体の総合見直しを行っております。直近では令和2年から3年にかけて総合見直しをやってございますので、今後5年たった時期に全体の見直しを諮っていくことになります。

塚田委員
質問の経緯を説明いたしますと、高道祖地区でも農振除外した土地が、まばらに入っていて、少しずつ残っている場所があるので、そのような小さく残った農地について見直しの時に検討されるのか質問いたしました。ありがとうございました。

議長（会長　齋藤孝夫君）
ただいまの発言は、除外案件についての質問ではありませんでしたが、他に今回の除外案件について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
ご意見がないようなので、お諮りいたします。
本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）
異議なしと認め、下妻農業振興地域整備計画の変更（案）に対する農業委員会の意見はなし、といたします。
ここで、農地整備課職員退出及び農業政策課職員入室のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。
なお、事務局より、議案第8号に係る補足資料を配布することの許可を求められたので、これを許します。

（農地整備課職員：退出）
（議案第8号補足資料：配布）
（農業政策課職員：増田補佐・中山係長　着席）

議長（会長　齋藤孝夫君）
それでは、休憩前に戻り会議を始めます。
議案第8号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する意見決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第８号の別紙をご覧願います。

議案第８号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する意見決定について、でございますが、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条において、「市町村が基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない。」と規定されており、下妻市長から意見聴取依頼がありましたので、本日ご審議をいただくものでございます。内容につきましては、基本構想を担当している農業政策課職員から説明いたさせます。

農業政策課（中山直君）

農業政策課農政係の中山と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに資料の確認をさせていただきます。

本日の説明資料は、議案第８号別紙、並びに、ただいまお配りいたしましたA4・1枚の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 改定の概要についてとなります。また、大変申し訳ございませんが、資料の中で訂正がございます。議案第８号別紙の表紙から３枚めくっていただき、左側の目次のページをご覧ください。目次のページの一番下、別記１及び別記２でございますが、それぞれ第４の１ではなく、第５の１でございますので、訂正をお願いいたします。続きまして、28ページをご覧ください。ページの一番下の第５その他でございますが、第６の誤りでございます。訂正をお願いいたします。また、議案第８号別紙の後方にございます、新旧対象表の一番最後のページ、47ページから49ページですが、手違いで印刷が逆方向となってしまいました。お見苦しいとは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。資料につきまして不足がありましたらお申し付けください。

ここからは着座にて説明させていただきます。

はじめに、今回改訂を行う理由についてご説明いたします。

A4・1枚資料の改定の概要についての資料をご覧ください。

本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定につきましては、茨城県におきまして、令和５年５月に茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改定されたことに伴い、実施するものでございます。

なお、基本構想とは市町村が策定するもので、効率的かつ安定的な農業経営を行うために目標とすべき所得や労働時間、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の設定をすると共に、農用地の利用集積の目標を定め、その実現のためにとるべき措置等を示したものでございます。改定については概ね５年に一度実施するもので、前回の改定は約２年前の令和３年度でしたが、今年度の農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランの法定化がなされたため、本市基本構想を改定するものでございます。

続きまして、改定の中身についてご説明いたします。

ここからは、A4・1枚の資料で主な改正点を説明しながら、議案第８号別紙の該当する箇所を参照していきたいと思います。

議案第８号別紙の表紙から３枚めくっていただき、１ページをお開き願います。

はじめに、基本構想の第１ 農業経営基盤の強化の促進に関する目標の中の1.下妻市の農業の現状についてでございます。下妻市の農地面積でございますが、前回、令和３年の4,050haから60ha

減少し、3,990ha となっております。

13 ページをお開き願います。

第 3、第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項のなかの、1 農業を担う者の確保及び育成の考え方でございますが、こちらは新設されたもので、関係機関が連携し、認定農業者や新規就農者への支援方針を定めるものでございます。

続きまして、2. 新規就農希望者の受入れから定着までのサポート及び体制の考え方でございますが、こちらも新設されたもので、新規就農希望者に対して下妻市が主体となり、関係機関が連携して、新規就農希望者の受入れから定着まで、必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築・支援することを定めるのものでございます。

14 ページをお開き願います。

3. 市町村及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有でございますが、こちらも新設となります。就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については新規就農相談センター、技術や経営ノウハウの習得については県立農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては筑西地域農業改良普及センター、常総ひかり農業協同組合、茨城県農林振興公社、農業経営士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めることについて定めるものでございます。

15 ページをお開き願います。

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の中の、2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、下段にあります(3) 関係団体との連携体制でございますが、こちらは関係機関が連携し、地域計画策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速することについて定めるものでございます。

なお、地域計画とは、農業者等の関係者が地域農業の将来について協議した結果を踏まえ、地域内の農業を担う者の一覧や、10 年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図などをまとめたもので、各市町村が令和６年度までに策定するものでございます。

24 ページをお開きください。

下段にあります、3. 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項でございますが、こちらは新設されたもので、地域計画策定に向け、農業者等の関係者による協議の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者の範囲、相談窓口の設置等について定めるものでございます。

改定の概要につきましては以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長　齋藤孝夫君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長　齋藤孝夫君）

異議なしと認め、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

ここで、農業政策課職員退出のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

（農業政策課職員：退出）

議長（会長　齋藤孝夫君）

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

15ページをご覧願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、皆葉地内、登記、畑、現況、宅地、2,027㎡の内198㎡、届出理由は、平成2年頃より、農業用倉庫を建築し、無断転用していたことから、去る6月19日、始末書添付の上、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（塚越　剛君）

16ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、田下地内、畑、1,414㎡、公益社団法人　茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る6月15日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長　齋藤孝夫君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

17 ページをご覧願います。

報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、17 ページから 20 ページまで、15 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長　齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和 5 年第 7 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了 （午後 15 時 47 分）

議長　　齋　藤　孝　夫

署名委員　　髙　橋　克　己

署名委員　　鶴　見　清　忠